主 文 本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中七〇〇日を原判決の刑に算入する。

里 由

本件控訴の趣意は、被告人及び弁護人橋口律男提出の各控訴趣意書に、これに対する答弁は検察官阿部貫一郎提出の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

第一 弁護人の控訴趣意第一点(訴訟手続の法令違反の主張)及び被告人の控訴 趣意中、訴訟手続の法令違反の主張に関する部分について

所論は、要するに、強盗殺人の事実につき、原判決が任意性及び信用性のない被告人の検察官に対する各供述調書を採用したのは、明らかに判決に影響を及ぼす訴訟手続の法令違反である、というものである。

一 そこでまず、所論指摘の各供述調書の任意性について検討する。

1 所論は、被告人の取調べにあたった検察官は、被告人に対して威迫による利益誘導をして供述を迫り、その翌日、右発言を撤回するなどしてこれを是正する措置をとっているが、一旦違法な取調べ方法が行われた以上、その後是正措置がとられ、その後の捜査官に対する被告人の供述が威迫による影響を受けていないとしても、その取調べ方法の瑕疵が治癒されるものではないから、違法な取調べ後の供述はすべて任意性が否定されるべきであり、また、仮にその是正措置によって瑕疵が治癒され、任意性に対する影響が払拭される場合があるとしても、本件においては、右威迫による被告人の供述の任意性に及ぼす影響が払拭されているとはいい難い旨主張する。

確かに、捜査官によって威迫による自白の強要が行われた場合、これが自白の任意性に影響を及ぼすことは明らかであるが、その後右のような違法な取調べ方法を除去するための是正措置がとられ、かつこれにより違法な取調べ前の状態にまで回復しているような特別の状況が認められるならば、違法な取調べによる自白の任意性への影響は払拭されているものと考えられるのであるから、一旦違法な取調べ方法が行われた以上、その一事をもって、その後の事情等を一切考慮することなく、自白の任意性はすべて否定すべきであるとする弁護人の主張は採用できない。

Terent Terent

農薬をふりかけたにすぎないとの心証を抱き、同女の死は自ら農薬を飲用したこと によるものであると主張する被告人と対立状態にあり、同月二五日のA検事の取調 べにおける被告人の前述の結論的な供述が、当時、右のような心証を抱いていた同 検事の意に沿うものではなく、同検事から再度これを問いただされても被告人はそ の供述をかえず、翌二六日のD警部補による取調べの際も、同女が農薬を飲むとき 手を添えて農薬入りの瓶を押し上げた旨供述したほかは、同女の死は自殺によるも のである旨の供述を維持し、さらにその主張を支えるため同女が自殺に際して遺書 三通を書いているなどと述べ(但し、この点は後日撤回している。)、また、同女 を連れ出したのは同女のEに対する貸金の残額を取り立て易くするためであった旨 の新たな弁解も始めるなど、これまた、当時他所で被害者を殺害し自殺の偽装のた め死体に農薬を振りかけた旨の心証を抱いていたD警部補の意に沿うような供述で はなく、かえって同警部補と対立しているものであり、同月二七日以降のA検事の 取調べにおいても、被告人が直接手を下して殺害したものではなく、被害者が自ら 農薬を飲んで死亡したものであるとの供述を貫いているのであって、同女をして前 途を悲観させて自殺に追い込んで死んで貰おうと決意したとの犯意は自白したものの、犯行を計画した時期、被害者の死体の傍らに落ちていた寿司の空パックは被告 人が同女に与えたものか否か、被告人が強制的に同女に手を添えて農薬を飲ませた のではないか、Fの小屋がないことを知りながら同女を心理的に迫い込むためにわ ざと連れて行ったのではないかなどの点について最後までA検事と対立して、自己 の主張を貫き通していることが認められる。右事実によれば、是正措置後の被告人 の供述内容や供述態度は、それまでの主張を曲げていないばかりでなく、自己の主 張を支えるため新たな事柄を付加して供述するなどしているものであって、A検事の意に迎合したものとはみられないから、原判決が説示するとおり、同月二四日の同検事の前記威迫による被告人の不安はさほど強いものであったとは考えられない うえ、右威迫による被告人の供述の任意性に及ぼす影響は、同検事による同月二五 日の一連の是正措置によって既に払拭されていたものと認めるのが相当である。

なお、所論は、原判決は、被告人の検察官に対する供述が客観的真実に基づくものであるから、検察官の意を迎えたものではなく、その任意性が肯定されると判断しており、信用性の問題と任意性の問題をとり違えているというのであるが、原判決の説示から明らかなように、任意性の判断のために摘示している同月二五日以降の事由は、検察官と被告人が対立していた状態にあったことを明らかにするためのものであり、それが客観的真実に基づくことを前提としたものではないことは明らかであって、所論はその前提を欠き採用できない。

をいて、「1」Cから金七五〇万円を記して、 では、、「1」Cから金七五〇万円を記して、 では、、「1」Cから金七五〇万円を記して、 では、、「1」Cから金七五〇万円を記して、 では、そのできでは、「1」Cから金七五〇万円を記して、 では、そのできでは、ことでは、 では、ことでは、「1」Cからえて、といいのには、 では、ことでは、「1」Cから金七五役をには、 では、ことでは、「1」Cから金七五役をには、 では、こことのには、こことでは、「2」Cがいる。 では、こことでは、「2」Cがらのには、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、 では、こことでは、こことでは、 では、こことでは、 では、こことでは、 では、こことでは、 では、こことでは、 では、こことでは、 では、こことでは、 でも、こことでは、 できない。 できない。

2 また、所論は、被告人は、恐喝未遂、暴行事件で昭和六〇年八月七日に起訴され、同年九月一五日に殺人罪で逮捕されたものであるが、恐喝未遂、暴行事件の起訴日から同年八月二三日までの間は、C殺害の件について逮捕、勾留されることなく任意捜査という名の下に連日取調べを受け、その間取調警察官から机をたたか

れたり、怒号されるという苛酷な環境下で取調べを受けて心身共に疲労困憊した状 態にあり、右期間中のC殺害についての取調べは任意捜査の範囲を逸脱した違法な ものであるところ、被告人作成の「供述メモ」は右違法な取調べ期間中に作成させ られたものであるうえ、妻との接見と引き換えにその作成を要求された疑いが強い から、それを基本に作成された被告人の検察官に対する右各供述調書には任意性が ない旨主張する。

・ロエ旅グで。 そこでまず、右期間中の取調べについて検討するに、刑訴法一九七条は捜査官の 任意捜査について何ら制限しておらず、起訴後、起訴された事実以外の余罪捜査のために被告人を取り調べることも許されることは明らかであって、恐喝未遂、暴行 事件の起訴後に、別件である本件強盗殺人に関して逮捕、勾留の手続をとっていな くても、この別件について被告人を取調べることが許されることはいうまでもない。また、右恐喝未遂、暴行事件で勾留中であることをもって直ちにその供述が強 制されたものであるということができないところ、更に、その取調べ状況についてみると、次のとおりである。すなわち、原審証人A、同B、当審証人Dの各証言、 当審で取調べられた司法警察員作成の「強盗殺人被告人Gの代用監獄における動静 報告」と題する書面、その他関係証拠を総合すると、被告人は、昭和六〇年七月二 二日に恐喝未遂、暴行の被疑事実で逮捕されて同月二四日に勾留され、同年八月七 日右被疑事実と同一の公訴事実(原判示第二及び第三の事実)で起訴された後、同 年九月一五日に殺人の被疑事実で逮捕され、同月一七日から勾留されていたこと しかして、捜査官らは、被告人を恐喝未遂、暴行罪で逮捕、勾留後、同事件を起訴するまでの間においては、被害者Cに関する事項の取調べを行っておらず、右恐喝 未遂、暴行事件を起訴した日である同年八月七日から同月二三日までの間、連日同 女に関する事柄について任意捜査としての事情聴取を続けたこと、そして、その間の事情聴取の内容は、被告人が同女の死体のある場所を明らかにした同月一八日ま では、これまでの捜査結果から、同女の所在を知悉しているとみられる被告人から その所在を聞き出すことに主眼がおかれたが、これに対する被告人の供述が、最後 に同女と別れた時期、場所等について転々と変遷するため、この事情聴取が連日に 及ぶことになったものであること、同女の死体が発見された同月一八日以降は、同女の死因究明の鑑定等の捜査と平行して、被告人が同女の死体の存在場所を知っていた事情など被告人と同女死亡とかかわり合い等についての事情聴取を行い、被告 人が、同女は農薬を自ら飲んで自殺したものである旨の弁解をしていたので、これ 以上任意捜査で、事情聴取を行うことは無理であると判断して、同月二三日にこれ を打切り、同年九月一五日に被告人を殺人罪で逮捕するまでの間、被告人から本件 強盗殺人の件についての事情聴取を一切行っていないこと、また、右任意捜査によ る事情聴取の期間中、警察官らは、被告人に対して供述拒否権を告げたうえで、事 情聴取を行い、その際、警察官らが机をたたいたり怒号したりして威嚇的言動に及 んだことがないこと等の事実が認められ、右認定に反する被告人の当審公判廷にお ける供述はたやすく措信できない。右事実関係によれば、所論指摘の期間中における被告人の取調べに、任意による事情聴取の域をこえるような違法ないし不当な点 は認められず、それが任意捜査の範囲を逸脱した違法な取調べであるとはいえな

被告人作成の「供述メモ」の作成経緯についてみると、当審証人Dの証 言、当審で取調べた司法警察員作成の「殺人被疑事件容疑者取調べ結果情況報告」 と題する書面及びその他関係証拠によれば、警察官らは、被害者の死体が発見された同月一八日以降は、被告人と同女の死亡とのかかわり合いについての事情聴取を 行い、同月二〇日にも真実を話すよう説得したところ、被告人が「本当のことを言 いますので、妻と離婚の手続きを取るよう言って下さい。はっきりと離婚ができた という確認が取れた場合、気持ちの整理ができますので、そのあと正直に話しま す。」と答えたが、離婚と正直に話すのは別である旨なお被告人を説得した結果 同日、被告人が右「供述メモ」を作成するに至ったことが認められ、右認定に反する被告人の当審公判廷における供述は前掲証拠に照らして措信できない。右事実に よれば、関係証拠によって認められる同月二一日の被告人と妻との接見を、交換条 件としてこれが作成されたものでないことは明らかである。 以上のとおり、所論は、その前提を欠くので、採用できない。

その他関係証拠を検討しても、被告人の検察官に対する各供述調書の任意性 に疑いを抱かせる事由は認められない。

次に、所論指摘の各供述調書の信用性について検討する。

所論は、要するに、所論指摘の各供述調書の供述記載は、これを裏付ける証拠に

乏しく、信用性に疑問がある、というものである。 しかしながら、被告人の検察官に対する各供述調書の供述記載は、被告人か被害 者がら七五〇万円の金員を受領した経緯とその使途、虚言を弄して被害者を連れ出 した動機とその状況、被害者を諸所に連れ回った状況、被告人が被害者に農薬の飲 用による自殺を決意させるに至った経緯、被害者が農薬を飲用した状況とその前後 の状況等について、具体的、詳細に供述し、しかも、右供述中には、連れ回った先で同女を自動車のトランクに入れて待たせていたことや、Hの空家に潜ませていたころ、同女をホテルで入浴させたことなど特異な事実も含まれているうえ、右供述記載中、本件犯行前約半年間の被告人の生活状況、被告人が被害者の盲目的信頼を 得た経緯、同女から合計七五〇万円の金員を受領したこと、被告人が昭和六〇年五 月三〇日に同女を連れ出した経緯、状況、同日から犯行当日に至るまでの間に被告 人が同女を諸所に連れ回った状況、Hの空家に一時同女を潜ませていたこと、同女 が農薬の飲用により死亡したこと等に関連する事項が、関係証拠によって裏付けられていることは、原判決が「争点に関する判断」の項の「二 被告人の供述調書の 任意性、信用性について」において、具体的、詳細に説示するとおりであり、これ らの諸事情に鑑みると、右各供述調書の供述記載の信用性に疑問を抱く余地なく、 その信用性は高いものと認められる。

なお、所論は、被告人の供述記載中、被告人が被害者の手を押し上げて農薬を飲 ませたとの部分があり、右供述部分は、検察官から前記のとおり威迫され、恐怖心 がつのり、検察官の心証を良くするため信憑性のあるように虚偽の事実を述べたも のである、というのであるが、昭和六〇年九月二五日以降の被告人の一連の供述が、検察官に対して迎合的になされたものでないことは、前記のとおりであるうえ、原審証人A、当審証人Dの各証言及び関係証拠によれば、同月二五日、被告人 が検察官から取調べを受けた際、「(自分が農薬を)最初飲ませたところCさんは その後その農薬を全部飲みました。」(検察官に対する同月二五日付供述調書)と 述べ、当時、自殺を偽装するために農薬を死体に振りかけたとの心証を抱き、その 旨の追及をしていた検察官から、再度問いただされたものの、その態度をかえず 詳細はD警部補に話させて欲しい旨申し入れていること、そして翌二六日、当時検 察官と同様の心証を抱いていたD警部補から、その旨の追及をされたが、被告人は、「本当は、正座して手を合わせた後、おばさんは農薬を両手で持って飲むのをちゅうちょしていました。それで、私はおばさんの左側に行っておばさんに、「も うおばさんちゅうちょしておるのは一緒だから」と言って、農薬を持っていたおば さんの両手を左手でおばさんの口元に押しつけるようにしてもっていったので す。」(司法警察員に対する同月二六日付供述調書)と具体的に供述しているもの であって、右事情に照らすと、右供述が検察官の心証を良くするため迎合的になさ れたものとはいえない。そして検察官に対する同年一〇月六日付供述調書(二一枚 綴)においても同旨の供述を維持しているうえ、原判決が説示するとおり、被告人 が被害者を連れ出して諸所を連れ回った経緯、七五〇万円の借金の返済を免れるた めには同女に死んでもらわなければならないと考えていたということとも整合し 不自然な点はみられないことなどに鑑みると、右供述は十分信用できることが認め られる。

以上のとおり、原判決には所論指摘のような訴訟手続の法令違反はなく、論 旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第二点(事実誤認及び法令適用の誤りの主張)及び被告 人の控訴趣意中、事実誤認の主張に関する部分について

所論は、要するに、強盗殺人の事実につき、「1」被告人が被害者から投資名下 に借り受けた六五〇万円を含む合計七五〇万円については返済のめどがあったもの であり、「2」同女に自殺するよう強制するために、昭和六〇年五月三〇日から同 年六月一五日まで同女を諸所に連れ回ったものでなく、「3」同女殺害の点につい ては、原判示の事実関係を前提としても、被告人の同女に対する強制は心理的強制にとどまり、同女を物理的に行き場のないところまで追い込む程の積極的な欺罔行為をしていないうえ、同女自身は正常な判断能力を有し、同女の自殺は真意に基づくものであったのであるから、本件における被告人の一連の行為は殺人ではなく、 単に自殺教唆にとどまるものであるのに、原判決が、被告人による強盗殺人罪の成 立を認めたのは、事実を誤認し法令の適用を誤ったものである、というのである。 しかしながら、任意性、信用性に疑いを容れない被告人の検察官に対する各供述 調書を含む原判決挙示の関係証拠を総合すると、原判決の認定にかかる強盗殺人の事実は優にこれを肯認することができるほか、原判決が右認定の理由として、「争

点に関する判断」の項の「三 強盗殺人罪の成否について」において詳細に説示するところも優に首肯することができ、原審記録中のその余の証拠及び当審における 事実取調べの結果によっても、右認定を動かすことはできない。

以下、所論指摘の主要な問題点について、当裁判所の判断を示すと、次のとおり である。

ー 被害者から借受けた七五〇万円の返済めどについて

所論は、住宅建設資金を積立てる会員制による住宅建設互助会の事業を計画し、 その準備をしていたが、右事業の実現のめども立ち、十分採算性があったから、右 借受金の返済のめどがあった旨主張する。

二被告人が被害者を諸所に同行した理由について

ける目的であったことが認められ、所論は採用できない。 〈要旨〉三 殺人の成否について〈/要旨〉

所論は、同女の殺害の点については、原判決の事実関係を前提としても、被告人の同女に対する強制は心理的強制にとどまり、同女を物理的に行き場のないところまで追い込む程の積極的な欺罔行為をしていないうえ、同女自身は正常な判断能力を有し、同女の自殺は真意に基づくものであるから、本件における被告人の一連の行為は殺人には当たらず、単に自殺教唆にとどまるものである、というものである。

そこで検討するに、自殺とは自殺者の自由な意思決定に基づいて自己の死の結果を生ぜしめるものであり、自殺の教唆は自殺者をして自殺の決意を生ぜしめる一切の行為をいい、その方法は問わないと解されるものの、犯人によって自殺するに至らしめた場合、それが物理的強制によるものであるか心理的強制によるものであるかを問わず、それが自殺者の意思決定に重大な瑕疵を生ぜしめ、自殺者の自由な意思に基づくものと認められない場合には、もはや自殺教唆とはいえず、殺人に該当するものと解すべきである。

これを本件についてみると、原判決挙示の関係証拠を総合すると、被告人は、 時六六歳の独り暮らしをしていた被害者Cから、原判示のような経緯で盲信に等しい信頼を得て、短期間に合計七五〇万円もの多額の金員を欺罔的手段で借受けた が、その返済のめどが立たなかったことから、いずれその事情を同女が察知して警察沙汰になることを恐れ、発覚を免れるため同女をして自殺するよう仕向けることを企て、昭和六〇年五月二九日、同女がEに金員を貸していたことを種にして、それが出資法という法律に違反しており、まもなく警察が調べに来るが、罪となると三か月か四か月刑務所に入ることになるなどと虚構の事実を述べて脅迫し、不安と恐怖におののく同女を警察の追及から逃がすためという口実で連れ出して、一七日間にわたは、原制元のとおり原理を必ず深め出来などの表示を連れ回った。 間にわたり、原判示のとおり鹿児島から福岡や出雲などの諸所を連れ回ったり、自 宅や空家に一人で潜ませ、その間体力も気力も弱った同女に、近所の人にみつかるとすぐ警察に捕まるとか、警察に逮捕されれば身内の者に迷惑がかかるなどと申し 人として振る舞ってきた被告人にも警察の捜査が及んでおりもはやこれ以上庇護し てやることはできない旨告げて突き放したうえ、同女が最後の隠れ家として一縷の 望みを託していたFの小屋もないことを確認させたすえ、同女をしてもはやこれ以 上逃れる方途はないと誤信させて自殺を決意させ、原判示のとおり、同女自らマラソン乳剤原液約一〇〇CCを嚥下させて死亡させたものであることが認められる。 右の事実関係によれば、出資法違反の犯人として厳しい追求を受ける旨の被告人の 作出した虚構の事実に基づく欺罔威迫の結果、被害者Cは、警察に追われていると の錯誤に陥り、更に、被告人によって諸所を連れ回られて長期間の逃避行をしたあ げく、その間に被告人から執拗な自殺慫慂を受けるなどして、更に状況認識につい ての錯誤を重ねたすえ、もはやどこにも逃れる場所はなく、現状から逃れるために は自殺する以外途はないと誤信して、死を決したものであり、同女が自己の客観的状況について正しい認識を持つことができたならば、およそ自殺の決意をする事情 にあったものは認められないのであるから、その自殺の決意は真意に添わない重大 な瑕疵のある意思であるというべきであって、それが同女の自由な意思に基づくも のとは到底いえない。したがって、被害者を右のように誤信させて自殺させた被告 人の本件所為は、単なる自殺教唆行為に過ぎないものということは到底できないの であって、被害者の行為を利用した殺人行為に該当するものである。

なお、所論は、被害者が農薬の買い求めについて被告人より積極的であったとか、同女が死後の後始末を被告人に頼んでいることからみて、同女の自殺の決意は自由な意思に基づくものであるというのであるが、右農薬の買い求めは、前記のとおり、被告人によって錯誤に陥り自殺の決意をした後のことであり、同女が死後の後始末を依頼したということも同様であって、これらの事情があったとしても、同女の自殺の決意が真意に添わない重大な瑕疵のある意思であることは左右されるものではない。

四 その他所論指摘の点を検討しても原判決の認定を動かすことができない。 以上のとおり、原判決には所論の事実誤認ないしは法令適用の誤りはなく、論旨

は理由がない。 よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、当審における未決勾留日数の 算入について刑法二一条を、当審における訴訟費用を被告人に負担させないことに ついて刑訴法一八一条一項但書を各適用して、主文のとおり判決する (裁判長裁判官 金澤英一 裁判官 仲宗根一郎 裁判官 内藤正之)